

ほくでんグループ 人権尊重に関する行動基準

ほくでんグループは「ほくでんグループ人権方針」において、国際的に認められた人権の尊重を事業活動の基本姿勢としています。国連「ビジネスと人権に関する指導原則（UNGPs）」、国際人権章典、ILO 中核的労働基準などの国際規範を支持し、その理念を踏まえて取り組みを推進しています。

当社は、電力事業の特性に照らし、サプライチェーンにおける不当労働、設備保守・工事に伴う労働安全、すべてのステークホルダーに対するハラスメントなど、事業活動に特有の顕著な人権問題を特定しています。

これらを踏まえ、役員・従業員が日常の業務で実践すべき行動を明確にするため、以下の行動基準を定めます。

また、人権の尊重に関し、事業活動を行う国や地域の法令にとどまらず、社会的責任を果たすうえで遵守すべき、法令・社会規範等に基づき、以下の行動基準を遵守します。

1. 差別の禁止

国籍、性別、年齢、障がいの有無、性的指向・性自認（SOGI）、社会的身分、宗教、価値観などを理由とした不当な差別を一切行いません。

また、募集・採用・配置・昇進・報酬などのあらゆる雇用の機会において、公正かつ平等な取り扱いを徹底し、同一労働同一賃金の原則を尊重します。

2. 強制労働・児童労働の排除

強制労働・児童労働の防止に向け、従業員教育や人権デューデリジェンスによる定期的なリスク評価等の取り組みを行っています。また、事業活動およびサプライチェーンを通じ、これらの行為を一切容認しません。

3. ハラスメントの防止

パワハラ・セクハラ・マタハラなど、すべてのハラスメントを禁止します。外部からの過度な要求や不当な言動に対しても、組織として適切に対応し、従業員を守るとともに、取引先に対してハラスメント行為を行いません。

4. 過剰労働の防止

適正な労働時間管理を徹底し、過剰労働を防止します。

5. 労働者の基本的権利の尊重

結社の自由、団結権・団体交渉権を尊重し、関係法令を遵守します。

6. 最低賃金の遵守・生活賃金の推進

事業を行う地域の最低賃金を遵守するとともに、従業員が安心して生活できる賃金の支払いを目指し、生活賃金の実現に努めます。

7. 人権尊重の推進と継続的改善

人権尊重の取り組みを経営レベルで推進し、定期的にモニタリング・評価を行い、その結果を情報開示します。

8. 救済メカニズムの適切な運用

相談・通報は匿名でも受け付け、本人が特定されないよう厳格に保護します。また、相談・通報者への不利益取り扱いを一切禁止し、適切な仕組みにより救済を行います。